

こどもの声を見逃すと、「こどもの権利」は守れない

こんな場面で大人はどう関わる？

学校で先生として

いじめをしていた子が、今度はいじめられる立場に。相談を受けたが「どうだ、人の気持ちがわかったか」と叱った。

保護者として

息子が「ピンクの服がほしい」と言ったが、こどもの希望を無視し「男の子だから」と青い服を勝手に選んだ。

地域の大人として

夜遅く一人で出歩くこどもを見かけたが、過去に親とトラブルがあったため声をかけなかった。

医療機関として

診察中、こどもが自分の気持ちを話そうとしたが、保護者の意見を優先してこどもの声を聞かなかった。

安心して生きる権利

- ◆ 命はすべてに最優先して守られます。
- ◆ 愛情と理解をもって育てられます。
- ◆ いかなる理由があっても虐待・体罰・いじめを受けません。
- ◆ 安全で健やかに成長できる環境で生活できます。
- ◆ 健康に生きるため、適切な医療を受けることができます。

社会に参画する権利

- ◆ 自分の意見を日常的に表明し、社会に参画する機会が確保されます。
- ◆ 表明した意見が尊重されます。
- ◆ 意見を表明するために必要な情報の提供等、支援を受けることができます。



大人の役割

CHECK

こどもと毎日過ごす人たち

- 愛され、守られているとこどもが感じられるようにする
- 個性や発達に合わせて支える
- 自己肯定感を育む

こどもを見守る地域の人たち

- こども・若者への施策に協力する
- 身近で見守り、虐待などから守る
- 社会生活に困難がある若者を支える

学校などの施設や団体・事業主

- こども・若者の権利を尊重し、侵害を防ぐ
- 運営にこども・若者の意見を取り入れる
- 子育てと仕事の両立を支える



市の人たち

- こども・若者への切れ目のない支援
- 条例を理解するための周知・啓発
- こども・若者の社会参画の促進

小さな手に寄り添い、大きな手で支えるのが「大人の役割」

音声で読み上げできます

こどもの5つの権利



千葉市
こども・若者基本条例
全文はこちら

自分らしく心豊かに育つ権利

- ◆ 自分の考え、気持ち、願いを表明できます。
- ◆ 自分らしさが認められ、自分の個性が尊重されます。
- ◆ 遊びや体験を通じて、健やかに成長することができます。
- ◆ 自分の関心があることは学ぶことができます。
- ◆ 体や心が疲れたときに、休むことができ、自分らしく過ごすことができます。
- ◆ 自分の権利を知ることができます。



自分を守り、守られる権利

- ◆ 権利の侵害を受けません。
- ◆ 辛いことや嫌なことがあれば、助けを求めることができます。
- ◆ 不平等な扱いや理不尽な扱いを受けません。
- ◆ プライバシーが守られます。
- ◆ 困ったときに気軽に相談し、適切な支援を受けられます。

自分に関することを自分で決める権利

- ◆ 自分に関することを決めるときに、適切な支援及び助言を受けることができます。
- ◆ 自分に関することを決めるために、必要な情報を得ることができます。
- ◆ 自分の意思に反することを、合理的な理由がなく、強制されません。

条例はこどもの思いと願いを大切にします。こどもたちのことばはその第一歩です。

こどもは大人より弱くて何もできないと考えていた。でももっと堂々としていいんだ！

学校のお友だちだけでなく、大人にもこどもの権利を知ってほしい

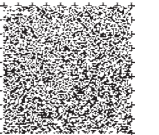
こどもでも社会を変える力があるんだ！

自分とちがう考えも尊重することが大切

このことばは「こども若者のカ ワークショップ」の参加者が考えました。

音声で読み上げできます

こどもたちのことば

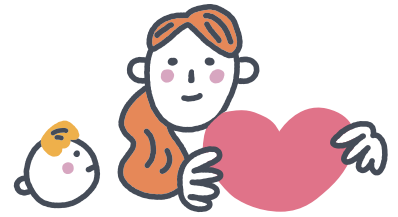


こどものことで迷ったら

秘密厳守

匿名OK

こどもをまんやかに、 いっしょに支える



こども本人からはもちろん、保護者や先生からの相談も受け付けています。
こどもの小さな変化に気づくのは身近な大人。あなたの声や行動が大きな支えになります。

相談窓口

千葉県こどもの権利

こども本人も、
大人のあなたも、
相談できます



こどもの様子が
気になる…
どうしたら？

きゅう さい そう だん しつ
救 済 相 談 室

ちばふらっと

保護者・大人の方はこちら

ちばふらっとの詳細はこちら▶

TEL 043-306-2242

こども専用フリーダイヤル TEL 0120-306-210

(ちばふらっと 受付日時:月・水・金 13:00~19:00 土 10:00~14:00)



千葉市子ども・若者総合相談センター

Link リンク

Linkの詳細はこちら▶

TEL 050-3775-7007

(Link 受付日時:月~金 9:00~17:00)



例えば

- 学校に行きたがらない
- 友だち・先生との関係
- 家での様子が気になる
- いじめやSNSのトラブル
- からだやこころの不安
- 子育ての迷いや不安 など

こどもの社会参画 事業の取り組み

本誌は千葉市「こども・若者の力 ワークショップ」の
参加者たちの協力により編集しました。

千葉市はこどもの社会参画を実現するために色々な事業を行っています。



こども・若者市役所(CCFC)



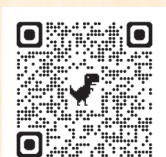
こども・若者の力 ワークショップ



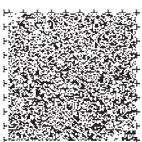
こども・若者会議



こどものまちCBT



事業の詳細はこちら



音声で読み上げできます

お 問 い
合 わ せ

千葉市役所こども企画課こども若者支援室

千葉市中央区千葉港1番1号 高層棟8階

☎043-245-5673 (受付日時:月~金 8:30~17:30)

FAX 043-245-5547 ✉ kowaka-shien@city.chiba.lg.jp